

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	医師・看護人材 確保対策課	整理番号	1-5
許認可等の種類	旧規則による保健婦・看護婦の免許証の書換え・再交付、助産婦名簿の訂正			
根拠法令条例等 条項	保健師助産師看護師法施行令 附則2			
許認可等の概要	旧規則による保健婦・看護師の免許証の書換・再交付、助産婦名簿の訂正			
審査基準 (未設定の場合は その理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】保健師助産師看護師法施行令 附則 2 法第51条第1項に規定する者(以下「旧規則による保健婦」という。)、法第52条第1項に規定する者(以下「旧規則による助産婦」という。)及び法第53条第1項に規定する者(以下「旧規則による看護婦」という。)については、この政令中准看護師に関する規定)旧規則による助産婦については、免許証に関する規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「准看護師籍」とあるのは、「保健婦籍」、「助産婦名簿」又は「看護婦籍」と、「准看護師試験合格の年月及び試験施行地都道府県名」とあるのは、「保健婦試験合格の年月及び都道府県名又は学校若しくは養成所卒業の年月及びその学校若しくは養成所の名称」、「助産婦試験合格の年月及び都道府県名又は学校若しくは養成所卒業の年月及びその学校若しくは養成所の名称」又は「看護婦試験合格の年月及び都道府県名又は学校若しくは養成所卒業の年月及びその学校若しくは養成所の名称」と読み替え、「免許証」とあるのは、旧規則による保健婦については「保健婦免状」と、旧規則による看護婦については「看護婦免状」と読み替えるものとする。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	10日			
期間の制定根拠	—			